

意見書

国土交通省四国地方整備局及び
各事務所の存続を求める意見書
(賛成者・全員)

総務産業建設常任委員長 今井安博

昨年3月11日の東日本大震災では、「くしの歯作戦」に代表されるように国土交通省東北地方整備局や管内各事務所が復旧・復興に当たる一方、被災地外の地方整備局からも被災地へ応援派遣を行うなど、すべての地方整備局が国土交通本省と一体となって、その役割を發揮しており、今回の大震災では、地域における国が果たすべき責任と役割の重要性が改めて明らかになった。

このような状況下において近い将来にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震では、四国の太平洋側だけでなく瀬戸内側も含め、四国全域に甚大な被害を及ぼすことが想定されている。そのような中、今国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と連携し、住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。しかし、政府の地域主権戦略会議及び全国知事会は国の出先機関廃止を主張し、「アクションプラン」原則廃止に向けて「」が平成22年12月に閣議決定され、平成24年度通常国会では国の出先機関を原則廃止する法案が提出されようとしている。

このような地方分権改革に対して地震や津波、台風などの大災害から国民の安全・安心が守られないことや地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせ地方切り捨てに拍車をかけるのではないかと強い危惧を持つものである。

住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など、改善すべき課題はたくさんあると認識しているものの、地域間格差、地方切り捨てにつながる現在の地方分権改革の動きには賛同できるものではない。特に地震・津波・台風などの大規模な自然災害に対する国としての行政責任を果たすため、地方整備局や各事務所・出張所は存続させべきである。

よって国民の安全・安心を守るため、内閣総理大臣等へ意見書を提出するものである。

子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について
(賛成者・全員)

教育民生常任委員長 重森一宗

国は少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム」の中間取りまとめについて」を決定した。今後必要な検討を踏まえ、社会保障・税一体改革とともに2011年の通常国会で法改正を行

い、2013年度から新制度の施行を目指すとしている。

この「子ども・子育て新システム」は、直接契約、利用者補助、保育料の応負担などを柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものである。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものである。子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

子どもの貧困や子育て困難が広がる中で市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。いま必要なことは、新システムの導入ではなく、国と自治体の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充である。よって国及び国会に対し、子ども

情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、内閣総理大臣等へ意見書を提出するものである。

所得税法第56条の廃止を求める意見書について
(賛成者・全員)

教育民生常任委員長 重森一宗

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業員の一働き分(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条(配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない)(条文要旨)により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円、家族従業員はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況に置かれている。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では税法上も、民法、労働法や社会保障上でも「自家労賃を必要経費」と認めており、家族従業員の労働の社会的評価、働き分を正当に認め、人権保障の基礎を作るためにも、所得税法第56条を廃止することを求め、内閣総理大臣等へ意見書を提出するものである。

委員会の動き

○教育民生常任委員会

教育民生常任委員会調査報告書

教育民生常任委員会は、平成24年2月20日に廃校校舎の利活用に関する調査として、香川県三木町「三木町希少糖研究研修センター」の誘致の経過と施設などについて行った。

教育民生常任委員長 重森一宗

三木町南部山間地区の谷あいにある小藁地区では平成22年度の中学3年生一人が卒業、奥山地区では平成29年度の中学3年生一人が卒業すると、それぞれの施設すべてが自然廃校となる経緯を踏まえ、地元保護者・住民等と協議を重ね、両校は平成17年度をもって閉校とすることを決定した。

平成17年に「合同会社希少糖技術研究所」から旧小藁小中学校を「三木町希少糖研究研修センター」として活用し、希少糖に関する学術研究を世界への発信基地にする」とともに、産学公連携による新しい産業再生への研究所とし、同時に豊かな自然の中で、科学の夢を育む科学教育の拠点にしたいとの打診があり、三木町では「誘致検討委員会」を設置した。

この研究所が取り組む内容は、にぎわいをもたらす短期的なもの、地域ブランド製品にもつながる長期的な成果を内蔵しており、単に両地区や三木町の教育文化、農業

技術や産業の発展に限らず、町内外の活性化にも広く貢献するものであること。また、各分野の研究者や小学生から高校生、一般の人々など広範な層の人々に科学への夢を与える研修等へ参加することができ、三木町と合同会社等が一体となることによって、世界にまれなる研究の拠点として、国際希少糖学会の開催・世界の研究者・技術者の受け入れ等での「三木町のにぎわい」、また、地元雇用を含め「地域活性化」が十分に期待でき、「21世紀の夢に挑戦する町づくり」として、両地区を地域再生計画区域「希少糖の里」とすると

の結論に至り、平成18年9月議会において旧小藁小・中学校への企業誘致が承認されている。旧小藁小・中学校は、幼稚園、小学校、中学校が同一敷地で、さらに小学校中学校が同一校舎内にあって、小・中学校舎は築後23年の3階建の鉄筋コンクリート1千373平方メートルを有している。

この廃校校舎に三木町は、希少糖研究研修センター改修工事費約1億円を投じ改修を行っている。一階には「希少糖生産室」として利用し、微生物の培養、酵素の抽出、バイオリアクターの反応、希少糖の分離などの希少糖生産ラインを配置、二階には、世界からの希少糖に関する情報を収集・集積し、独自の研究成果をデータベースとして保存・発信する。そのため「希少糖に関する情報室」を設置している。三階には「セミナー室」及び宿泊施設を整備し、他の小部屋・給食場・幼稚園・プール・運動場等については、地域



三木町希少糖研究研修センター

住民との交流会、教育・研究・研修の実習室、生物生産の場、機械器具の管理等に使用している。希少糖とは自然界で微量しか存在しない糖類で、約50種類ある。その応用研究が医療や化粧品、食品甘味料、植物抑制剤及び農薬等の分野で進められている。

平成3年香川大学農学部何森健教授によって、果糖から希少糖をつくるD-1,6-シクロスクロースとシクロスクロースの土地から発見された。これにより安価な糖を希少糖に変える本格的な研究が進み、香川県宇多津町に10億円の希少糖生産工場の建設が進んでいる。

現在D-1,6-シクロスクロース(血糖値抑制、抗動脈硬化、抗肥満作用)、D-1,6-シクロスクロース(抗酸化作用、ガン予防、高血圧発症抑制)の研究が進んでいる。一方、地区在来種のスイナという植物の葉からD-1,6-シクロスクロースが抽出することが発見され、近い将来には小藁地区・奥山地区をスイナ生産地とする

構想もある。

平成17年閉校を決め、三木町として地域に子供がいる限り「スクールパス」の運行、過疎化の歯止めと地域振興の支えの体制を取り、両地区で「小藁の未来を考える会」「奥山をよくする会」を平成17年に立ち上げ、地区の活性化を模索していた。その閉校と、新たな研究所を求めていた「合同会社希少糖技術研究所」が出会い、今日の地域活性化につながっているまれな成功例と言える。

本町において地域活性化を目的とした廃校校舎の利活用は長年の懸案事項である。三木町の「希少糖研究研修センター」は産学公連携による新しい産業再生の成功例として注目をすべきで、現在5廃校の施設、特に借地をしている施設については、発想の転換をし利活用対策の担当者を配属して早急に具現化をすべきである。